

令和3年度奈良支部事業計画(案)について

(1-1) 令和3年度奈良支部事業計画案

分野	具体的施策等
令和3年度事業計画のコンセプト	<ul style="list-style-type: none">・ 協会けんぽでは、「保険者として健康保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る」ことを基本使命としている。・ この使命を実現するため、平成30年度からの3か年計画「保険者機能強化アクションプラン(第4期)」の結果を踏まえ、令和3年度からは同プラン(第5期)がスタートすることから、これまでの事業計画の実施状況等を検証し、各KPIを確実に達成することを目指す。・ また、平成30年度から6か年計画の「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」については、同計画の3年目が終了することから、その中間評価と見直し(PDCA)を図り、同計画における各事業を着実に実施する。・ 医療保険制度の持続性確保のため、中長期的な視点から健全な財政運営に努めるとともに、加入者及び事業主の皆様に、今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政についてご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。・ 奈良支部の令和3年度の重点事項は、事業所及び加入者の健康度向上、並びに全国比較において低位にある指標を中心とした次の4つとする。<ul style="list-style-type: none">➢ コラボヘルスの推進➢ 生活習慣病予防健診の実施率向上➢ ジェネリック医薬品の使用促進➢ 業務改革の推進に向けた取り組み・ 奈良支部の令和3年度のキーワードとして、「Data(データ) 事実・根拠」「Design(デザイン) 設計・構想」「Diversity(ダイバーシティ) 多様性」の「3D」を設定し、これを原動力に事業運営の最適化を図り、「SDGs」も意識して、加入者・事業主の利益の最大化に努める。

(1-2) 令和3年度奈良支部事業計画案

1. 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的保険者機能を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化・効率化・簡素化の取組を進める。

①サービス水準の向上

i) 現金給付の迅速な支払い

・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守するため、引き続き、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。

ii) 申請書の郵送化促進

・引き続き、任意継続及び限度額適用認定申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。

iii) お客様満足度の向上

・これまでのお客様満足度調査の結果を踏まえ、課題である電話相談の満足度が向上するよう、引き続き、奈良支部の弱みを示した「私の電話対応チェックシート」を活用し対応の徹底を図る。また、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。

■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする

②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする

②限度額適用認定証の利用促進

・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、地域の医療機関に申請書を配置するなど利用促進を図る。
・引き続き、事業主や健康保険委員に対し、チラシやリーフレットによる広報を実施する。

③現金給付の適正化の推進

i) 現金給付審査の強化

・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
・傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を確実に実施する。また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険法

(1-3) 令和3年度奈良支部事業計画案

に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する進捗管理を徹底するとともに、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けた者に対しては併給調整を確実に実施する。

ii) 立入検査の実施

・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し必要に応じ事業主へ立入検査を実施する。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

iii) 日本年金機構との連携

・日本年金機構との連携により、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。

④効果的なレセプト点検の推進

・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、支払基金の一次査定と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、レセプト内容点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、自動点検等システム、査定事例の集約・共有化などシステム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した効果的なレセプト点検を推進する。

・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、協会本部により今後のレセプト点検の在り方の方針が示される予定となっていることから、この方針に沿って適宜支部のレセプト点検の対応を進める。

■KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率^(※)について対前年度以上とする

(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽ奈良支部の医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

i) 受療者に対する照会の実施

・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請に加えて長期受療者など照会対象者を幅広く設定し、引き続き、受療者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受療に関する正しい知識の周知を行い、適正受療の促進を図る。

(1-4) 令和3年度奈良支部事業計画案

ii) 疑義申請への対応強化

- ・傾向審査において縦覧点検を実施し、同一施術所における同一患者の負傷と治癒を繰り返す施術、いわゆる「部位ころがし」等の傾向があるものを重点的に審査し施術者への照会等により適正化を図る。
- ・申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書照会、審査医師への照会等により適正化を図る。
- ・悪質な事案は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議で対応を協議し、必要に応じ立入検査を実施する等不正請求を防止する。また、受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により監督行政官庁（厚生労働省）へ情報を提供する。
- ・他の保険者と不正防止対策に関する情報交換や連携を図り、更なる適正化を図る。

iii) 加入者への啓発

- ・引き続き、各種広報媒体への記事掲載等により、広く加入者に対し、柔道整復師の施術を適正に受療することについての周知を図る。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑥ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進

- ・審査事務手順書に則った適正な審査を徹底する。
- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、監督行政官庁（厚生労働省）へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を強化する。
- ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者認定解除後）は保険証を確実に返却していただくよう、関係団体等と連携を図るとともに、広報誌などの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(1-5) 令和3年度奈良支部事業計画案

- ・返納金債権等について、納付期限前の架電を徹底することにより債務者との早期接触を図り、不適正に使用された医療費等の回収に努める。
- ・納付期限後も定期的に催告状を送付し、積極的に催告を行う。
- ・再三の催告にもかかわらず納付なき債務者に対し、法的手続きによる債権回収を図る。
- ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。
- ・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。
- ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ・債権管理回収進捗会議を月次で開催することにより課題・問題点を整理し、今後の債権回収の促進を図る。

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

⑧被扶養者資格再確認の徹底

i) 被扶養者資格再確認の的確な実施

- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- ・未提出事業所に対し、本部での一次勧奨に続き、支部で二次勧奨を実施し、KPIを達成する。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする

⑨オンライン資格確認の円滑な実施

- ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

(1-6) 令和3年度奈良支部事業計画案

	<p>⑩業務改革の推進に向けた取組</p> <p>・引き続き、山崩し方式の定着活動を徹底することにより、現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効果的な業務処理体制の定着を図り、職員の多能化の推進や業務の生産性の向上を目指す。また、RPAの導入（令和2年11月に本格導入）等による業務量の変化を検証し、適切な事務処理体制への見直しを行う。</p>
2. 戦略的保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上</p> <p>II 加入者の健康度を高めること</p> <p>III 医療費等の適正化</p> <p>①データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <p>上位目標：虚血性心疾患による入院外受診率を10%減らす。</p> <p>上位目標に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <p>学識経験者による助言を得ながらPDCAサイクルを回すことにより、効果的、効率的に施策を実施する。</p> <p>i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査受診率の向上</p> <p>○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：121,581人）</p> <ul style="list-style-type: none">・生活習慣病予防健診 受診率 51.8%（受診見込者数：62,979人）・事業者健診データ 取得率 14.5%（取得見込者数：17,629人） <p>○ 被扶養者（受診対象者数：41,421人）</p> <ul style="list-style-type: none">・特定健康診査 受診率 31.5%（受診見込者数：13,048人） <p>○ 健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none">・特定健診受診率（生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査）の中で、受診率が低い生活習慣病予防健診の受診率向上に最大限努力すると同時に、令和5年度の計画終了時に65%の実施率を達成できるよう、対象者へのアンケート実施等により、課題の洗い出しと対策の検討を行う。

(1-7) 令和3年度奈良支部事業計画案

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 51.8%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 14.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 31.5%以上とする

【生活習慣病予防健診】

- ・事業主に対して、令和4年3月に発送する年次案内で、生活習慣病予防健診のメリットや受診方法を積極的に広報する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選出し、健診・保健指導カルテ等を活用して、事業所訪問等の効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・上半期に生活習慣病予防健診を受診されていない加入者個人に対し、11月頃にダイレクトメールによる健診受診勧奨を行う。
- ・健診受診機会の拡大を目的として、健診機関と連携を図り、休日等に県内各地の公共施設等で検診車を活用した集団健診を拡大する。(夏期を増やす)
- ・支部独自で作成する健診パンフレットの内容充実を図るために、外部有識者等に助言をいただき、行動に影響を与えられるような広報に努める。
- ・分析・調査プロジェクトチームで、学識経験者の助言に基づいて、過去3年間の受診回数が0回と1、2回の未受診者の分類を行い、対象者に対して受診勧奨案内を行うとともに、分類ごとに異なる質問事項のアンケートを実施して課題の洗い出しを行うことにより、受診率向上の対策の検討を行う。

【事業者健診データの取得】

- ・委任状提供済事業所の健診データの取得について、提供可能な健診機関を増加させ、効率的かつ定期的に提供を受ける体制を構築する。
- ・奈良労働局、商工会議所や商工会等の関係機関と引き続き連携を図り、委任状の取得を推進する。
- ・事業主に対して、事業者健診結果データ(紙)及び、同意書の提供の働きかけを行い、事業者健診データ取得を推進する。

(1-8) 令和3年度奈良支部事業計画案

【被扶養者の特定健康診査】

- ・協会主催の集団健診について、県内全市町での会場設置、人口密集地・商業施設等での実施により受診機会を充実させる。また、オプション検査の充実を図り、魅力的な健診実施により受診率の向上に努める。
- ・協会主催の集団健診時に、受診者にアンケートを実施して課題の洗い出しを行い、受診率向上に向けて対策の検討を行う。
- ・集団健診受診の申し込みの受付について、従来から実施している返信用はがきの申し込み記載内容の簡略化等を行うことにより申し込みやすい環境を整備するとともに、二次元バーコード等の Web を活用した、申し込み方法の検討を行い受診率向上に努める。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○ 被保険者（特定保健指導対象者数：17,636人）

- ・特定保健指導 実施率 26.6%（実施見込者数：4,692人）
(内訳) 協会保健師実施分 24.5%（実施見込者数：4,321人）
アウトソーシング分 2.1%（実施見込者数：371人）

○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,004人）

- ・特定保健指導 実施率 34.0%（実施見込者数：341人）

○ 保健指導の受診勧奨対策

- ・特定保健指導実施率の向上に最大限努める。

- KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 26.6%以上とする
②被扶養者の特定保健指導の実施率を 34.0%以上とする

【被保険者への保健指導】

- ・事業所への保健指導案内方法を、アウトソースによる案内を拡大し効率化を図ることで、1日当たりの特定保健指導実施数の更なる増加に努める。
- ・特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進させるとともに、外部委託業者との情報共有を図り、特定保健指導の途中中断率減少に努める。

(1-9) 令和3年度奈良支部事業計画案

- ・健診当日に特定保健指導を実施している健診機関に、特定保健指導実施率向上を目的として、実施率向上の好事例の情報提供やトップセールスを実施する。併せて、課題の共有と解決策検討を実施する。
- ・特定保健指導外部委託機関数を増加させ、大規模健診機関を中心に健診当日の特定保健指導の推進を図る。また、外部委託機関との合同研修会を実施し、好事例の共有を行い、特定保健指導の実施数及び質の向上を図る。
- ・特定保健指導専門業者による外部委託により、初回面談からの特定保健指導を更に推進させる。
- ・Wed 会議システムを活用した協会保健指導者による遠隔面談の試行実施を行う。

【被扶養者の特定保健指導】

- ・加入者の利便性などに配慮し、集団健診当日に初回面談を実施する等、身近な場所で保健指導を受けることができる体制を整備する。

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数（約 620 人）

- ・二次勧奨後の受診率を上げるために、効果的な再勧奨方法の検討を行い実施する。
- ・一次勧奨域の対象者に対しても、本部受診勧奨の約 1 か月後に文書で、受診勧奨を実施する。

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.5%以上とする

【未治療者への受診勧奨】

- ・奈良県医師会と連携して、生活習慣病予防健診の結果、血圧及び血糖高値、かつ服薬がない未治療者に対して、健診結果と同時に受診勧奨文書（レッドカード）を送付する。
- ・健診機関に対する説明会等を通じて、レッドカード事業契約健診機関数を増やす。
- ・特定健康診査の結果、血圧及び血糖高値の家族（被扶養者）に対して文書にて受診勧奨を実施する。
- ・慢性腎臓病（CKD）の重症化対策を目的に、対象者に文書で受診勧奨を実施する。

(1-10) 令和3年度奈良支部事業計画案

【糖尿病性腎症重症化予防】

- ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐためにかかりつけ医の指示に基づき保健指導を行う。実施にあたり奈良市及び奈良市医師会と連携して奈良市在住在勤加入者への保健指導を実施する。
- ・奈良県下での実施については、奈良県医師会等の関係団体と連携を図りアウトソースにより実施する。

【慢性閉塞性肺疾患（COPD）予防】

- ・奈良市・奈良市医師会と連携して、COPD 予防として、喫煙者へ禁煙外来の受診啓発事業を実施する。

iv) コラボヘルスの推進

- ・「職場まるごと健康宣言」について、本部が示す健康宣言事業の標準モデル等を参考に実施方法の見直しを行い、宣言事業所に対してのサポートを充実させることにより「質の向上」を図る。また、当面は「宣言事業所数の拡大」にも並行して力を入れることにより、県内加入事業所の健康経営の普及促進に努める。
- ・「職場まるごと健康宣言」及び健康経営優良法人認定事業所の更なる拡大に向け、商工会議所等の経済団体や社会保険労務士会、生保・損保会社等協力事業者との連携により健康経営の普及促進を図る。
- ・健康経営の推進及び健康経営優良法人認定事業所数の拡大を図るため、関係団体との連携によりセミナーを開催する。
- ・外部委託により保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職を加入事業所へ派遣して行う健康講座について、従来の事業所を訪問して実施する講座に加え、ICT（ZOOM など）を活用した講座も利用できるようなことにより、加入事業所に利用していただきやすい環境を整える。
- ・健康経営に積極的に取り組む事業所の好事例紹介をテレビ・SNS 等により広報し、「職場まるごと健康宣言」の普及促進を図る。
- ・健康経営に取り組む事業所が健康課題を把握できるよう事業所単位で健康診断データ等を見える化した「事業所カルテ」を健康宣言事業所に配布するとともに、支部職員及び保健師・管理栄養士が事業所訪問する際に活用することにより事業所へのサポートを強化する。

■ KPI：健康宣言事業数を 400 事業所以上とする

(1-11) 令和3年度奈良支部事業計画案

②インセンティブ制度の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・保険料率に直接影響のあるインセンティブ制度について、様々な広報媒体（プレスリリース・ホームページ・定期広報物等）を活用することにより加入者及び事業主に理解していただくことに努め、インセンティブ制度の指標となっている各事業の実施率や使用割合等の向上を図る。

③ジェネリック医薬品の使用促進等〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携を強化し、低迷する県内ジェネリック医薬品の使用割合の向上を図る。
- ・ジェネリック医薬品の薬効分類別の使用割合や県・全国平均との乖離、年齢別の使用割合等を、医療機関・調剤薬局ごとに見える化した情報提供ツールを、各医療機関等に配布することにより使用促進を図る。
- ・また、使用割合が低く影響力の大きい医療機関・調剤薬局については、訪問によりジェネリック医薬品の使用についての協力依頼を行う。
- ・県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と連携し、医師・薬剤師を対象としたジェネリック医薬品使用促進並びに医薬品適正使用に係るセミナーを開催する。
- ・「ジェネリック医薬品希望シール」や「お薬手帳」などの利用を促すため、事業所・加入者へ積極的に配布する。
- ・ジェネリックカルテ（本部提供）などを活用し、奈良支部の阻害要因を分析し、プレスリリースなどによりタイムリーな広報を行う。
- ・様々な世代の加入者へ、効果的な広報媒体を活用し（SNSを活用したインストリーム広告、新聞、デジタルサイネージ広告、新大宮駅構内看板、県民だより等）使用を促す。
- ・奈良支部が参加する会議等において、ジェネリック医薬品の使用促進の意見発信を強化する。
- ・抗菌薬の適正使用を促すことを目的に、県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携により、医師・薬剤師・加入者等へ情報提供を行う。

■KPI：協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品使用割合を76.5%以上とする

(1-12) 令和3年度奈良支部事業計画案

④ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者・事業主等への理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・「加入者理解度調査」の結果に基づき、ターゲット（事業所・加入者向け）を明確にした効果的な媒体の活用による広報を実施する。
- ・健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、郵送や訪問により未登録事業所や新規適用事業所への登録勧奨を行う。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体と連携して研修会の開催並びに定期広報誌「けんぽ IZM（年4回）」による情報提供を行う。
- ・健康保険制度や健康づくり情報をタイムリーに届けるメールマガジンについて、内容の充実を図る。また、メールマガジンを情報提供ツールとして積極的に活用するため、新規に健康保険委員の登録をする際や健康保険委員でメールマガジン未登録の方に対して積極的に登録勧奨を行う。

■KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.0%以上とする

⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

■KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

(1-13) 令和3年度奈良支部事業計画案

	<p>⑥統計分析データの活用及び調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 統計データの分析と活用</p> <ul style="list-style-type: none">・各事業を効果的に推進するため、本部提供データやツールの活用、目的に応じた分析・見える化を図る。 <p>ii) 調査研究の推進とパイロット事業の提案</p> <ul style="list-style-type: none">・学識経験者及び外部有識者のアドバイスに基づき、生活習慣病予防健診未受診者に係る分析及びアンケート調査を実施する。調査研究の結果については、本部研究室の助言を受け、分析及びアンケート結果をまとめ学会発表を行う。・学識経験者及び外部有識者のアドバイスも参考に、支部の重点課題の解決に向けた事業の企画立案を行い、令和4年度パイロット事業の本部提案を行う。
3. 組織・運営体制関係	<p>①組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・「Data（データ）事実・根拠」「Design（デザイン）設計・構想」「Diversity（ダイバーシティ）多様性」の「3D」を原動力に事業運営の最適化を図り、加入者・事業主の利益の最大化に努める。・業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。・インセンティブ制度や業績評価等の評価点数の低い項目を中心に取り組みを強化し、支部全体の底上げを図る。・事業計画の進捗状況は、毎月の定例ミーティングを通じて、事業進捗・事業実績の確認を行い、PDCA サイクルを回すことで KPI 並びに目標達成を目指す。 <p>②OJTと研修計画に基づく人材育成の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none">・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで、保険者機能の更なる発揮に向けた人材の育成を図る。・「お客様満足度調査結果」により明確となった課題に対し、OJT及び外部講師による研修を効果的に組み合わせることで、加入者サービスの向上を図る。 <p>③費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none">・調達における競争性を高めるため、十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の検証を行い、一者応札案件の減少に努める。・契約内容及び調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高めると共に事務の効率化を図る。

(1-14) 令和3年度奈良支部事業計画案

・支部の事務経費（消耗品や光熱費等）の管理徹底、支部内の手続き事務の簡素化等により職員のコスト意識を高める。

■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

④コンプライアンスの徹底

・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修やコンプライアンス通信の発行（毎月）、ヒヤリハット事案の共有等を通じてその徹底を図る。

⑤リスク管理

・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案対応など、本部の指示に基づき、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。

・初動対応マニュアルを活用した定期訓練及び安否確認模擬訓練、リスク管理規程に基づく自主点検（個人情報に関する事項/毎月、全項目/年2回）等を通じて、日頃からのリスク対応に関する意識付けを行う。

(2-1) 令和3年度奈良支部KPI重点業績評価指標※Key performance indicator

KPI 一覧表	1. 基盤的保険者機能関係	
	①サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする
	④効果的なレセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 ^(※) について対前年度以上とする <small>(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽ奈良支部の医療費総額</small> ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
	⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする
	⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする
	⑧被扶養者資格再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする

(2-2) 令和3年度奈良支部KPI重点業績評価指標※Key performance indicator

2. 戦略的保険者機能関係	
① i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・特定健診受診率の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を 51.8%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 14.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 31.5%以上とする
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を 26.6%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 34.0%以上とする
① iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.5%以上とする
① iv) コラボヘルスの推進	健康宣言事業数を 400 事業所以上とする
③ジェネリック医薬品の使用促進等	協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品使用割合を 76.5%以上とする
④広報活動や健康保険委員を通じた加入者・事業主等への理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.0%以上とする
⑤地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	
③費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

(3) 保険者機能強化予算

保険者機能強化予算設置の背景

- ✓ 高齢化の進展を見据えた社会保障費節減という観点、健康づくりに対する国民の関心の高まり等も背景に、**各保険者には、医療費の適正化や加入者の健康増進を図ること等がこれまで以上に期待**されている。
- ✓ 協会けんぽは47都道府県全てに支部を持ち、**地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを展開できることが最大の強み**である。
- ✓ **各支部が地域性を踏まえた独自の取り組みを意欲的に行うことで、基盤的保険者機能や戦略的保険者機能を一層発揮**できるよう、令和元年度より支部保険者機能強化予算が創設された。
- ✓ 協会は「加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営」を基本コンセプトとしている。
- ✓ 支部の保険者機能を発揮するために何が必要なのか、費用対効果はどうなのかなど、**支部評議会(加入者等の代表)の意見も踏まえながら検討**することが必要となる。

奈良支部の令和3年度保険者機能強化予算の予算枠

支部医療費適正化等予算 → 10,259,000円(令和2年度と同額)

予算の算出基準:協会けんぽ全体予算8億円を、全支部一律に定額部分600万円を設定した上で、残りを加入者数で按分し加算

支部保健事業予算 → 32,657,000円(令和2年度と同額)

予算の算出基準:協会けんぽ全体予算40億円を、40歳以上の加入者数で按分

(4-1) 令和3年度支部保険者機能強化予算による事業の概要

(単位：千円)

項目	金額	備考
関係先と連携した残薬調整運動 (市町村及び地区薬剤師会と連携した残薬発生防止とかかりつけ薬局等に関する啓発)	88	継続
ジェネリック使用促進セミナー (医師会等関係団体と連携して、加入者や医療関係者等を対象としたジェネリック啓発)	325	継続
かかりつけ医推進啓発活動 (地元紙や医療機関でのポスター掲示等を通じたかかりつけの医啓発)	418	新規
抗菌薬等の適正使用による医療費適正化 (事業主及び加入者、医療関係者に対して適正な使用を啓発)	361	新規
企画部門経費	1,214	
「協会けんぽなら健康だより(納入告知書同封)」の発行 (協会けんぽの定期広報誌※毎月1回として、定期的な制度及び事業に関する周知活動)	1,056	継続
協会けんぽのしおり(総合パンフレット)の作成 (制度及び保健事業等の事業内容を記載したパンフレットを作成)	660	継続
任意継続申請セットの作成 (退職後の健康保険手続きを手軽に進めていただくための任意継続手続き利便性向上セット)	550	継続
限度額適用認定申請セットの作成 (高額な医療費に対する限度額適用認定制度の利用促進と利便性向上セット)	495	継続
協会けんぽからのお知らせ(集団健診受診者結果同封チラシ) (加入者に対して直送される健診結果に協会事業内容を同封することによる直接的な広報手段)	220	継続
インセンティブ制度周知広報 (保険料率に直結するインセンティブ制度に対する加入者及び事業主への周知)	1,540	新規
ジェネリック医薬品等啓発広報 (ジェネリック医薬品に対する認知度及び使用促進のための統一イメージ封筒の作成)	286	新規
紙媒体による広報経費	4,807	

(4-2) 令和3年度支部保険者機能強化予算による事業の概要

(単位：千円)

項目	金額	備考
ジェネリック医薬品使用促進に関するバス広告 (県民に対する啓発を目的にバス車内及び奈良・生駒駅等のデジタルサイネージを活用)	1,109	縮小
インセンティブ制度及びかかりつけ医推進啓発等のための地元紙への広告掲載 (奈良新聞※13万部 への協会重点事業に関する広告を掲載)	880	縮小
近鉄新大宮駅構内ジェネリック医薬品使用推進看板 (支部最寄駅への看板設置による協会けんぽの存在周知とジェネリック医薬品啓発)	306	縮小
奈良支部イメージキャラクター「ヘルシカくん」新ポーズイラスト作成 (奈良支部イメージキャラクターの周知及び定着による広報アイキャッチ)	110	継続
SNSを活用したジェネリック医薬品使用促進インストリーム広告 (動画サイトにある動画再生画面への広告掲載により様々な対象者への効果的な広報)	1,650	新規
プレスリリース等の外部発信強化 (マスコミに対する外部への発信力の強化)	198	新規
その他の広報経費	4,253	
	医療費適正化等経費	10,252

(4-2) 令和3年度支部保険者機能強化予算による事業の概要

(単位：千円)

項目		金額	備考
	「職場まるごと健康宣言」普及促進ツール作成 (健康経営普及促進の第一歩としての健康宣言に対する各種ツールの作成)	2,591	縮小
	健康講座 (加入事業所へ保健師等が赴くと同時にICTを活用した健康サポート事業)	1,650	強化
	健康経営普及セミナー (健康経営普及促進を目的とした外部講師によるセミナー)	325	継続
	「職場まるごと健康宣言」普及促進のためのメディア広報(TV、SNS等) (健康経営普及促進のために取り組み事業所事例紹介を通じた啓発)	1,955	新規
	保健事業改革アドバイザー契約 (協会保健事業に対する外部有識者によるサポート)	163	継続
	歯科医師会と連携した口腔ケア普及事業 (集団健診等を通じて、歯周疾患及び口腔ケアの重要性を加入者に普及啓発)	550	継続
コラボヘルス経費		7,234	
	事業者健診HbA1c追加検査費用	251	継続
	健診機関実地調査費用	12	継続
	事業者健診結果データ取得 (事業主に対する提供依頼ツールの作成とデータ作成及び発送等の委託)	2,034	強化
	協会主催の被扶養者向け集団健診 (SCや公民館等を活用した自己負担額無料に加えて、OP健診の追加等による魅力化)	6,670	継続
	健診推進経費 (地域対策及び同意書取得促進のための活用)	1,871	強化
	生活習慣病予防健診未受診者への勧奨 (休日健診及び小規模事業所未受診者へDMによる受診勧奨)	3,692	継続
	健診受診率向上対策に向けた受診状況調査事業 (受診率の低い対象郡へのアンケート調査による未受診分析を通じた勧奨対策)	990	新規
健診経費		15,520	

(4-3) 令和3年度支部保険者機能強化予算による事業の概要

(単位：千円)

項目		金額	備考
	特定保健指導中間評価時の血液検査費	396	継続
	保健指導用等雑費	1,470	継続
	保健指導推進経費	297	継続
	特定保健指導受診勧奨	440	継続
	保健指導経費	2,603	
	レッドカード事業(健診結果送付時に血圧及び血糖高値者に対して医療機関受診勧奨通知を同封)	330	継続
	糖尿病性腎症経費 (奈良市・奈良市医師会、 奈良県・奈良県医師会 と連携し、外部委託による保健指導を実施)	4,290	強化
	その他重症化予防経費(COPD啓発及び禁煙外来受診啓発) (奈良市加入者に対して、奈良市・奈良市医師会と連携してCOPD啓発及び禁煙外来受診勧奨を実施)	2,680	縮小
	重症化予防経費	7,300	
保健事業予算		32,657	